

滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県		
六がきむ I 五み、す C 、日め S み本、六 つ晴、号 ひハイみ、あ 、イズきた みリ、こ どッ吟ま りドおち、 豊とうみ、あ 、ミゴコだ ルウシわ キ一、カ、 クハ、秋 イナ、の ンエサ、 、チサ、 ゆゼンシ うだ、キ、 いヒカし 一、リ、 、新の、 ゆ世み、 め紀、の おひり、 うみと、 、めつ、 夢ぼく、 ごれ、S こちヒD、 、ノ一、 夢ヒカ、 華、こ 、夢ほ みむ、 らす、 いめに 及舞、 びの、 レみ、 ーみ、 クか	マリ、あ ヒ、き カ、し リ、ふ 及、じ び、く 夢、の ご、み ち、の 三、イ 重、ク 二、つ 三、く 号、ば 、S み、D え、一 み、の 、ん み、と え、の ゆ、な め、つ み、い つ、ろ ひ、大 か、り、 、の み、き の、ら 郷、の 、ヒ み、カ の、リ 、新 の、穂 、ミ ル、キ ー、ク イ、ン 、及 び、ゆ め、ま つ、り	、すあ ひめ、い と、ち め、コ、の ぼシ、か 、レ、ヒ、お 、ホ、リ、 し、大、い じ、る、地、ち の、風、こ 、み、チ、ろ つ、ヨ、あ ひ、ニ、き、 、ミ、ネ、 ア、サ、ヒ、 、み、ね、 は、る、か、 、ミ、ル、 キ、ー、ク イ、ン、 、及、び、 ゆ、め、ま つ、り	め、あ 、ぼ、き 、れ、の、の 、ヒ、ノ、か 、リ、お 、吟、み、 、ふ、う、た く、み、こ の、コ、ま 、シ、ヒ、あ 、み、つ、り、 ひ、つ、ひ、 、か、つ、く、 、ば、い、 、ミ、ル、D キ、ー、ク、 イ、ン、 、及、び、 ゆ、め、に、 こ、ま、る、 、に、 、歡、喜 の、き、ら 、め、き、 、ハ、イ、 、ゴ、ウ、 、ク、イ、 、ン、 、及、び、 夢、ご、こ ち、の、舞	い、き 、ひ、め、 、ひ、と、め 、ぼ、れ、 、ヒ、ノ、 、ヒ、カ、 、リ、の、 、め、ぐ、 、ほ、み、 、し、つ、 、や、姫、 、み、つ、 、ひ、か、 、り、ら、 、め、き、 、ミ、ネ、 、ア、サ、 、ヒ、 、み、の、 、に、し、 、き、 、ド、と、 、ウ、 、ク、 、イ、 、ン、 、及、び、 夢、ご、こ ち、の、舞	川、あ 、き、つ 、き、あ 、か、り、 、天、 、龍、乙、 、女、に、 、い、の、 、ち、の、 、壺、縁、 、結、び、 、風、さ、 、や、か、 、ほ、む、 、す、め、 、舞、ミ、 、ル、キ、 、ー、ク、 、イ、 、ン、 、及、び、 ゆ、め、し、 、な、の、 、舞	ル、あ 、さ、ひ 、の、夢、 、コ、シ、 、ヒ、カ、 、リ、 、五、百、 、川、つ、 、や、姫、 、に、 、じ、の、 、き、ら、 、め、き、 、農、林、 、四、八、 、号、花、 、キ、ラ、 、リ、 、ひ、と、 、め、ぼ、 、れ、 、ヒ、 、ノ、 、ヒ、 、カ、 、リ、 、及、 、び、 ミ	、は、あ 、つ、か、 、り、つ、 、く、ハ、 、ナ、エ、 、チ、ゼ、 、ン、及、 、び、夢、 、ご、こ ち、の、 、タ、に、 、こ、ま、 、る、ま、 、れ、に、 、じ、の、 、き、ら、 、め、き、 、日、本、 、晴、ハ、 、イ、ブ、 、リ、ッ、 、ド、と、 、う、 、ご、う、 、三、号、 、シ、ヤ、 、イ、ン、 、パ、 、ー、 、ル、は、 、つ、 、き	す、こ 、め、い、 、た、こ 、ま、ち、 、み、つ、 、ひ、か、 、り、に、 、じ、の、 、き、ら、 、め、 、き、 、日、本、 、晴、 、ゆ、う、 、だ、い、 、二、一、 、号、 、夢、 、ご、こ ち、及、 、び、 ゆ、め、 み、づ、 ほ	あ、き 、た、こ 、ま、ち、 、あ、 、き、だ、 、わ、ら、 、い、の、 、ち、の、 、壺、縁、 、結、び、 、風、さ、 、や、か、 、ほ、む、 、す、め、 、舞、ミ、 、ル、キ、 、ー、ク、 、イ、 、ン、 、及、び、 ゆ、め、し、 、な、の、 、舞	ン、つ 、く、ば 、キ、ラ、 、リ、一、 、号、 、ひ、と、 、め、 、ぼ、 、れ、S、 、D、二、 、号、 、フ、ク、 、ヒ、カ、 、リ、 、こ、も、 、り、 、て、ん、 、こ、も、 、り、 、富、富、 、富、 、て、ん、 、た、か、 、く、 、と、 、ミ、 、ル、 、キ、 、ー、 、ク、 、イ、 、ン、 、と、 、こ、い、 、う、 、だ、い、 、二、一、 、及、 、び、 夢、ご、 こち

愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府
あきたこまち、あきだわら、フクヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、にじのきらめき、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきだわら、あきさかり、はえぬき、ヒノヒカリ及び姫ごのみ	あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、キヌヒカリ、ほむすめ舞及びミルキークイーン	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びやまだわら	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びやまだわら	あきさかり、あきたこまち、あきだわら、あきさるまん、いのちの壺、LGCソフト、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、金のいぶき、恋初めし、恋の予感、こいもみじ、コシヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミルキークイーン及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋の予感、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、コシヒカリ及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、つきあかり、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイーン及びヤマヒカリ	イクヒカリ、キヌヒカリ、ミネアサヒ、ミルキークイーン、つや姫、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ	あきたこまち、キヌヒカリ、コシヒカリ、ひとめぼれ及びヒノヒカリ	あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、かぐや姫、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、たちをはるか、ちほみのり、つきあかり、とよめき、どんとこい、中生新千本、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、びかまる、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごちち及び夢の華	あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、恋の予感、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及び祭り晴	いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、京式部、京の輝き、コシヒカリ、及び夢ごちち

高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、たちहारか、十和、土佐錦、とよめき、ナツヒカリ、南国、そだち、にこまる、辻ノ川一、ヒエリ、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒカリツコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよき恋美人	元氣つくし、コシヒカリ、ツクシホマレ、つくしるまん、つやおとめ、つやきらり、とくだわら、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ふくのこ、実りつくし、ミルキークイーン、恵つくし、夢一献、夢つくし及びレイハウ	コシヒカリ、さがびより、さとじまん、たんぼの夢、つや姫、天使の詩、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ひなたま、る、ヒノヒカリ、ホシユタカ、夢しずく及びレイハウ	おてんとそだち、恋初めし、コシヒカリ、つや姫、なつほのか、にこまる、ヒノヒカリ及びレイハウ	あきげしき、あきだわら、秋音色、あきまさり、縁結び、歓喜の風、キヌヒカリ、くまさんの輝き、くまさんの力、コシヒカリ、たちはるか、つくばSD一、とよめき、にこまる、にじのきらめき、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、北陸一九三、ほむすめ舞、ミズホチカラ、みつひかり、ミルキークイーン、森のくまさん、やまだわら及びわさもん	あきだわら、あきまさり、恋の予感、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、なつほのか、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びユメヒカリ	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二、及びミルキークイーン	あきのそら、あきの舞、あきほなみ、彩南月、イクヒカリ、コシヒカリ、たからまさり、とよめき、なつほのか、にこまる、はなさつま、ヒノヒカリ及びミルキークイーン	ちゅらひかり、ひとめぼれ及びミルキーサマー		
<p>口 水稲もちもみ 産地品種銘柄</p> <p>産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。</p>										
北海道	青森県	岩手県	宮城県	道府県					品	種
風の子もち、きたのむらさき、きたふくもち、きたゆきもち及びはくちようもち	あかりもち、アネコモチ、式部糯及びヒメノモチ	朝紫、カグヤモチ、こがねもち、ヒメノモチ、めんこもち、もち美人及び夕やけもち	こもちまる、ヒメノモチ及びみやこがねもち							

秋田県	朝紫、きぬのはだ、こがねもち、たつこもち、ときめきもち、ヒメノモチ及び夕やけもち
山形県	朝紫、こがねもち、こゆきもち、酒田女鶴、たつこもち、でわのもち、ヒメノモチ及び山形糯一二八号
福島県	朝紫、あぶくまもち、こがねもち及びヒメノモチ
茨城県	こがねもち、ヒメノモチ及びマンゲツモチ
栃木県	きぬはなもち、ヒメノモチ及びモチミノリ
群馬県	群馬糯五号及びまんぷくもち
埼玉県	峰の雪もち
千葉県	ツキミモチ、ヒメノモチ、ふさのもち、マンゲツモチ及び峰の雪もち
神奈川県	喜寿糯
新潟県	こがねもち、紫宝、ゆきみのり、ゆきみらい及びわたぼうし
富山県	カグラモチ、こがねもち、新大正糯、とみちから及びらいちようもち
石川県	石川糯二四号、カグラモチ、新大正糯、白山もち及び峰の雪もち
福井県	カグラモチ、新大正糯、タンチョウモチ及び恵糯
山梨県	朝紫及びこがねもち
長野県	ヒメノモチ、もちひかり及びモリモリモチ
岐阜県	きねふりもち、ココノエモチ、たかやまもち及びモチミノリ
静岡県	葵美人、するがもち及び峰の雪もち
愛知県	ここのえ一号、ココノエモチ、十五夜糯、こはるもち、ヒヨクモチ及び峰のむらさき
滋賀県	滋賀羽二重糯、ヒメノモチ、マンゲツモチ及び峰の雪もち
京都府	新羽二重糯
兵庫県	はりまもち、マンゲツモチ及びヤマフクモチ

奈良県	ヒヨクモチ
和歌山県	モチミノリ
鳥取県	オトメモチ、鈴原糯、ハクトモチ及びヒメノモチ
島根県	ココノエモチ、ヒメノモチ、ミコトモチ、峰の雪もち及びヤシロモチ
岡山県	ココノエモチ、ヒメノモチ及びヤシロモチ
広島県	ココノエモチ、ヒメノモチ及びふわりもち
山口県	ヒヨクモチ、マングヅモチ及びミヤタマモチ
徳島県	モチミノリ
香川県	クレナイモチ
愛媛県	クレナイモチ及びモチミノリ
高知県	サイワイモチ、たまひめもち及びヒデコモチ
福岡県	ヒヨクモチ
佐賀県	ヒデコモチ及びヒヨクモチ
長崎県	ヒヨクモチ
熊本県	ヒヨクモチ及び峰の雪もち
大分県	ヒヨクモチ
宮崎県	朝紫
鹿児島県	さつま絹もち、さつま黒もち、さつま雪もち及び峰の雪もち

(三) 規格
イ 量目
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四〇キログラム又は二〇キログラム
紙袋又はポリエチレンフィルム袋詰めの場合 二〇キログラム
ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋
第一種麻袋

材料 原反は、黄麻糸で平織り又はあや織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

(±) 一〇二一	縦 ルメセン トチ	(±) 六二〇	横 ルメセン トチ	(±) 六一二	縦 (又は横)	密 のメー 織ー〇 込トセン 本数間チ 度	(±) 三二二	横 (又は縦)	(±) 七八〇〇	重 (グラム) さ	表	示	仕 立 方
											袋の中央部に別に定めるところにより、赤色の縦糸を織り込み、かつ、原反を織った会社別に別		原反の両端をアンテアス縫いと
												の線を折目として二つに折り、両側をヘラクル縫いとしたもの	

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込みこれを更に一方に折るか、又は内部に折り込まないで一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くりくり、縫目の間隔約五センチメートルで千鳥縫い又は巻縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、二回くりくり通すものとする。

ミシン縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

第二種麻袋

材料 原反は、黄麻糸で平織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

七四	縦 ルメセン トチ	五〇	横 ルメセン トチ	三二	縦 (又は横)	密 のメー 織ー〇 込トセン 本数間チ 度	五二	横 (又は縦)	四〇〇	重 (グラム) さ	表	示	仕 立 方
											袋の中央部に別に定めるところにより、赤色の横糸を織り込み、		原反の両端と平行な中央の線を折目として二つに折り、合わせ

形 二〇パーセント以下のものとし、袋口の補強材は、幅一九ミリメートルのポリプロピレン製で、剛軟度一〇〇グラム以上のものとする。

(±)	八 二〇	〔ルメセ ー ン ト チ〕 縦	
(±)	四 二八	〔ルメセ ー ン ト チ〕 横	
(±)	五 二一	縦	〔密 間 の 織 込 本 数 度 〕
(±)	三 二九	横	
(±)	一 九 〇 五	重 (グラム) さ	
の二別てセン袋の 本に、チの中 を定、製中央 織め、造部 込る、造に だの、造幅 も縦、社約 糸系に隔一		表 示	
の七セりいと袋 り〇ン込としは ばセチんだ、ヒ りセンメだ、ト りチメも、側 したメートルとし、カ のトのの、れ の長、袋、底 の長さの口の七、部 の補の表、セ、は 強材裏、両、チ、ア の口、面、メ、ン、テ ひも、裏、面、に、ス も、側、に、約、三、折		仕 立 方	

荷造り

袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約七センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで片結びとする。

その他樹脂袋

前各号に掲げる樹脂袋以外の樹脂袋

(ハ)

紙袋

第一種紙袋

材料

形状

原紙は、J I S P 三四〇一（クラフト紙一種）M S 一八四、J I S P 三四〇一（クラフト紙五種一号）E K 一八三又は J I S P 三四〇一（クラフト紙五種二号）E K 二一八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

(±)	八 二〇	〔ルメセ ー ン ト チ〕 縦	
(±)	四 一九	〔ルメセ ー ン ト チ〕 横	
(±)	〇 ・ 一 五〇	底 〔ルメセ ー ン ト チ〕 幅	
(±)	二 一 三 〇〇	重 (グラム) さ	
面第一及び製 に種紙工 表紙袋場 示紙の重、 したの量、 もの文字並 の字をに場 を表		表 示	
の袋七三各 り口六層層 ばのセンと り一枚チ、 した又はメ の三トルは の枚の部、 をの紙、紙 約三ひは、 センチも製 チバとし、 メド袋口伸 トルを、張 折、裏紙を 返、裏側用 しての約		仕 立 方	

荷造り

袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS一八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より若しくはビロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さのものとする。

(±)	八 二〇	縦 ルメ セン トチ
(±)	四 一 二	横 ルメ セン トチ
(±)	〇 七 ・ 五 五	ひ だ ルメ セン トチ
(±)	二 一 八 〇 〇	重 さ (グラム)
		表 示
		仕 立 方

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS一八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より、ビロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強さのものとする。

形 状

(±)	八 二〇	縦 ルメ セン トチ
(±)	四 一 二	横 ルメ セン トチ
(±)	〇 七 ・ 五 五	ひ だ ルメ セン トチ
(±)	二 一 八 〇 〇	重 さ (グラム)
		表 示
		仕 立 方

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

その他紙袋 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋 ポリエチレンフィルム袋

ポリエチレンフィルム袋
材料

原反は、HAOOLL（炭素数六以上のαオレフィン）をモノマーとする直鎖状低密度ポリエチレン（樹脂を主原料にインフレーション押し機により、JIS Z一七〇七（食品包装用プラスチックフィルム通則）に基づく引張試験の級区分二級以上、ダート衝撃試験九〇〇グラム以上のフィルムに加工したもので、全面に七〇ミクロンの針により微細な通気孔（マイクローパーフォレーション）を開け、縦に五センチメートル幅二本の帯状にエンボス（防滑）加工したものとす。

(-) (+) 七五 一二	縦 センチ メートル
(±) 三四 一	横 センチ メートル
(±) 一六 一	ひ センチ メートル
(-) (+) 一二五 五〇	重 （グラム） さ
（平均） 一八〇	厚 （マイクロ メートル） み
原料製造工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「ポリエチレンフィルム袋」の文字を表面に表示し、注入口及び底部から二センチメートルにそれぞれ平行な線を表示したもの	表 示
ヒートシール機により、注入口側上端の二隅を点状に底部は底部と平行に溶着したもの。又は、これに注入口及び底部のひだ部分をコーナーシールしたもので、検査証明欄を印刷するものにあつては、該当部をマット印刷したもの	仕 立 方

荷造り

溶着の場合にあつては、注入口をそろえ、注入口と平行にヒートシール機により溶着させるものとする。粘着テープの場合にあつては、注入口をそろえ、内容物の高さで両側のひだ部を合わせて一回以上折り曲げ、専用の粘着テープ（幅五・五センチメートル、長さ三四センチメートル）ではり付けるものとする。

ハ
品位

（イ） 水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ及び陸稲もちもみ

項目	等級	項目
合格	七〇	最低限度
標準品	七〇	最高限度
水分 (%)	一四・五	被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物
計 (%)	六	着色粒 (%)
異種穀粒 (%)	〇・三	異物 (%)
異物 (%)	〇・二	

（ロ） 規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子水稲うるちもみ、種子水稲もちもみ、種子陸稲うるちもみ及び種子陸稲もちもみ

項目	最低限度	最高限度	色
----	------	------	---

等級	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異物 (%)
合格	九〇	九〇	標準品	一四・五	〇・五	〇・二
						品種固有の色

(ハ) 飼料用もみ

項目	最高限度	
	水 (%)	被害粒 (%)
等級	一四・五	二五
合格	一	異種穀粒 麦 (%)
		玄米及び麦を 除いたもの (%)
	二	異物 (%)

規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

ニ 成分
(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
 - イ 異なる品種を交配した一代雑種の種もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ハ イ及びロに掲げる種もみ以外の種もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 四 種もみとして検査の請求をしたもみで種もみの等級に格付けされなかつたものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 五 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者)をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 整形粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 三 形質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 四 水害—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 五 被被害粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及び

六 着色 粒―粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のものでなく。

七 未熟粒―成熟していない粒をいう。

八 異種穀粒―その種類のもみ（普通もちもみ）にあつては、もみ）を除いた他の穀粒をいう。

九 異物―穀粒を除いた他のものをいう。

一〇 発芽率―撰氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。

一一 整粒等―整粒、未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の砕粒を除く。）をいう。

一二 たんぱく質―精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。

一三 アミロース―精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。

二 玄米

(-) 種類

(イ) 水稲うるち玄米

(ロ) 水稲うるち玄米

(ハ) 水稲うるち玄米

(ニ) 水稲うるち玄米

(ホ) 水稲うるち玄米

(ヘ) 水稲うるち玄米

(ニ) 水稲うるち玄米

(イ) 水稲うるち玄米

(ロ) 水稲うるち玄米

(ハ) 水稲うるち玄米

(ニ) 水稲うるち玄米

(イ) 水稲うるち玄米

(ロ) 水稲うるち玄米

(ハ) 水稲うるち玄米

(ニ) 水稲うるち玄米

(イ) 水稲うるち玄米

水稲うるち玄米 水稲うるち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲うるち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米

IC六号、あいちのかおり あいちのこころ あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら アキツホ 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり

あきるまん アケボノ 朝の光 朝日 あさひの夢 亜細亜のかおり あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり いのちの巻 笑みの

絆 縁結び オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけはし 亀の尾四号 華麗舞 歓喜の風 北瑞穂 キヌヒカリ きぬむすめ キヨニシキ きらりー

ん 吟おうみ ぎんさん 恋初めし 恋の予感 こいもみじ 黄金錦 越路早生 越のかおり コシヒカリ 五百川 ゴロピカリ ササシグレ ササニシキ

さとじまん さわのはな さんさんまる しふくのみ のり 清水一号 新生夢ごこち スノーパール 千秋楽 大地の風 たかねみのり たち はるかち

ほみのり ちゅらひかり チヨニシキ つきあかり ツクシホマレ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜乙女 十和 とくだわら 土佐錦

トドロキワセ とねのめぐみ だまんなか トヨニシキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 なつしずか ナツヒカリ にこまる にじのき

らめき 日本晴 辻ノ川一号 農林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドとうごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン は

なの舞い ヒエリ ピカツンタ びかまる ヒカリ新世紀 ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ ふくのこ フクヒカリ ふくひびき ふくむすめ ふじゆ

たか 北陸一九三号 ほしじるし ホシユタカ ほむすめ舞 まいひかり まいひめ 祭り晴 まなむすめ まんぶくすらり みえのえみ みえのゆめ

系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり みどり豊 ミネアサヒ みねはるか みのにしき みのりの郷 宮崎五二号 ミルキーオータム

ルキークイーン ミルキーサマー ミルキープリンセス めんこいな 萌えみのり やまだわら ヤマヒカリ ゆうだい二一 雪ごぜん ゆきの精 ゆきむ

つみ ゆみあずさ 夢いっばい ゆめおぼこ 夢ごこち ゆめしなの 夢の華 ユメヒカリ ゆめひたち ゆめまつり レイホウ

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	きたしづく、吟風及び彗星	
青森県	吟烏帽子、古城錦、華想い、華さやか、華吹雪及び豊盃	
岩手県	ぎんおとめ、吟ぎんが及び結の香	
宮城県	吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦及び山田錦	
秋田県	秋田酒こまち、秋の精、一穂積、改良信交、吟の精、華吹雪、百田、星あかり、美郷錦及び美山錦	
山形県	羽州誉、改良信交、亀粹、京の華、五百万石、酒未来、龍の落とし子、出羽燦々、出羽の里、豊国、美山錦、山酒四号、山田錦及び雪女神	
福島県	京の華一号、五百万石、華吹雪、福乃香、フクノハナ、美山錦、山田錦及び夢の香	
茨城県	五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船	
栃木県	五百万石、とちぎ酒一四、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢ささら	
群馬県	改良信交、五百万石、舞風、山酒四号、山田錦及び若水	
埼玉県	五百万石、さけ武蔵及び山田錦	
千葉県	雄町、五百万石、総の舞及び山田錦	
神奈川県	雄町、山田錦、楽風舞及び若水	
新潟県	一本ヅ、菊水、越神楽、越淡麗、五百万石、たかね錦、八反錦二号、北陸一二号、山田錦及び楽風舞	
富山県	雄山錦、五百万石、富の香、美山錦及び山田錦	
石川県	石川酒三〇号、石川酒六八号、石川門、五百万石、北陸一二号及び山田錦	
福井県	おくほまれ、九頭竜、越の雫、五百万石、さかほまれ、神力及び山田錦	
山梨県	吟のさと、玉栄、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢山水	
長野県	金紋錦、山恵錦、しらかば錦、たかね錦、ひとごち、美山錦及び山田錦	

岐阜県	揖斐の誉、五百万石、ひだほまれ及び酔むすび
静岡県	五百万石、誉富士、山田錦及び令和誉富士
愛知県	山田錦、夢吟香、夢山水及び若水
三重県	伊勢錦、神の穂、五百万石、山田錦及び弓形穂
滋賀県	吟吹雪、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦
京都府	祝、五百万石及び山田錦
大阪府	雄町、五百万石及び山田錦
兵庫県	愛山、伊勢錦、いにしへの舞、雄町、五百万石、白菊、新山田穂一号、神力、神龍錦、たかね錦、但馬強力、杜氏の夢、野条穂、白鶴錦、兵庫北錦、兵庫恋錦、HyogoSake八五、兵庫錦、兵庫夢錦、フクノハナ、辨慶、山田錦、山田穂及び渡船二号
奈良県	露葉風、なら酒一五〇四及び山田錦
和歌山県	五百万石、玉栄及び山田錦
鳥取県	強力、五百万石、五百万星、玉栄、鳥系酒一〇五号及び山田錦
島根県	縁の舞、改良雄町、改良八反流、神の舞、五百万石、佐香錦及び山田錦
岡山県	雄町、吟のさと及び山田錦
広島県	雄町、改良雄町、こいおまち、千本錦、八反、八反三五号、八反錦一号、萌えいぶき及び山田錦
山口県	五百万石、西都の雫、白鶴錦及び山田錦
徳島県	吟のさと及び山田錦
香川県	雄町及び山田錦
愛媛県	しづく媛及び山田錦
高知県	風鳴子、吟の夢、土佐麗及び山田錦
福岡県	雄町、吟のさと、壽限無及び山田錦

佐賀県	西海一三四号、さかの華及び山田錦
長崎県	山田錦
熊本県	吟のさと、神力、華錦及び山田錦
大分県	雄町、吟のさと、五百万石、山田錦及び若水
宮崎県	ちほのまい、はなかぐら及び山田錦
鹿児島県	山田錦

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ポリエチレンフィルム詰めの場合 三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

その他の場合 三〇キログラム又は二〇キログラム

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋 もみの荷造り及び包装の場合の麻袋に同じ。

(ロ) 樹脂袋 もみの荷造り及び包装の場合の樹脂袋に同じ。

(ハ) 紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の紙袋に同じ。

第一種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第四種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第四種紙袋に同じ。

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト伸張紙とする。

縦	（センチメートル）
横	（センチメートル）
ひだ	（センチメートル）
重さ	（グラム）
表	示
仕	立
方	

(±) 六八	(±) 三六・八	(±) 〇七・六	(±) 一二〇	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト伸張紙を用いて二層とし、排出口側は階段切りにし、二重折りのりばりした上に引き紐付き補強紙をはり付け、注入封緘側はトップシール幅(四・五センチメートル)に階段切りにし、折り曲げの合わせ側に封緘用粘着両面テープ(四センチメートル)の片面をはり付けたもの
--------	----------	----------	---------	---	---

荷造り

注 出入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。

その他紙袋

前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋

もみの荷造り及び包装の場合のポリエチレンフィルム袋に同じ。

(ホ) フレキシブルコンテナバッグ

推奨フレキシブルコンテナバッグ

形状

推奨フレキシブルコンテナバッグの形状は、方形かつ充填質量が一、〇八〇キログラムのものとし、JIS Z一六五一に規定する性能に適合しているもの。

その他フレキシブルコンテナバッグ

前号に掲げる推奨フレキシブルコンテナバッグ以外のフレキシブルコンテナバッグ

その他

(イ) から(ホ)までに掲げるもの以外のもの。

項目	規格
引裂強さ (mN)	縦二八八〇mN以上かつ横三二七〇mN以上のもの
引張強さ (kN/m)	縦二・五kN/m以上かつ横七・八kN/m以上のもの
伸び (%)	縦二・三%以上かつ横四・八%以上のもの
落下強度	高さ一・二メートルから十回落下させ、破袋しないもの
防滑角度 (度)	縦三〇度以上かつ横二六度以上のもの

八 品位
(イ) 水稻うるち玄米(一)

等級	項目	
	最低限度	最高限度
三等	四五	三三
二等	六〇	二二
一等	七〇	一五
規格項目	規格項目	規格項目
容積重 (g/l)	容積重 (g/l)	容積重 (g/l)
白未熟粒 (%)	白未熟粒 (%)	白未熟粒 (%)
水分 (%)	水分 (%)	水分 (%)
死米 (%)	死米 (%)	死米 (%)
胴割粒 (%)	胴割粒 (%)	胴割粒 (%)
碎粒 (%)	碎粒 (%)	碎粒 (%)
着色粒 (%)	着色粒 (%)	着色粒 (%)
異種穀粒 (%)	異種穀粒 (%)	異種穀粒 (%)
異物 (%)	異物 (%)	異物 (%)

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

(ハ) 水稻もち玄米

規格項目の表示方法
規格項目のうち a から g までは測定値を表示することとする。
h の測定値が 〇・四% 以下の場合には「基準値以下」、〇・四% を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。
i の測定値が 〇・二% 以下の場合は「基準値以下」、〇・二% を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。

項目	
整粒	最低限度
形質	最低限度
水分	最高限度
被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	最高限度
異種穀粒	最高限度
穀粒	最高限度

特等	特上	等級		項目
		最低	限度	
八〇	九〇	(%)	整粒	最低限度
特等標準品	特上標準品		形質	最低限度
一五・〇	一五・〇	(%)	水分	最高限度
一〇	五	(%)	計	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物
五	三	(%)	死米	
〇・〇	〇・〇	(%)	着色粒	
〇・二	〇・一	(%)	もみ	
〇・一	〇・〇	(%)	異物	
品種固有の色	品種固有の色		色	最高限度

(ホ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの醸造用玄米

三等	二等	一等	等級		項目
			最低	限度	
四五	五五	六五	(%)	整粒	最低限度
三等標準品	二等標準品	一等標準品		形質	最低限度
一五・〇	一五・〇	一五・〇	(%)	水分	最高限度
三〇	二〇	一五	(%)	計	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物
二〇	一〇	七	(%)	死米	
〇・七	〇・三	〇・一	(%)	着色粒	
一・〇	〇・五	〇・三	(%)	もみ	
〇・七	〇・三	〇・一	(%)	麦	
一・〇	〇・五	〇・三		もみ及び麦を除いたもの (%)	最高限度
〇・六	〇・四	〇・二	(%)	異物	最高限度

(ニ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの陸稲うるち玄米及び陸稲もち玄米

三等	二等	一等	等級		項目
			最低	限度	
四五	六〇	七〇	(%)	整粒	最低限度
三等標準品	二等標準品	一等標準品		形質	最低限度
一五・〇	一五・〇	一五・〇	(%)	水分	最高限度
三〇	二〇	一五	(%)	計	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物
二〇	一〇	七	(%)	死米	
〇・七	〇・三	〇・一	(%)	着色粒	
一・〇	〇・五	〇・三	(%)	もみ	
〇・七	〇・三	〇・一	(%)	麦	
一・〇	〇・五	〇・三		もみ及び麦を除いたもの (%)	最高限度
〇・六	〇・四	〇・二	(%)	異物	最高限度

一等	七〇	一等標準品	一五・〇	一五	七	〇・一	〇・三	〇・一	品種固有の色
二等	六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	一〇	〇・三	〇・五	〇・四	―
三等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	二〇	〇・七	一・〇	〇・六	―

(ハ) 規格外―特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの
飼料用玄米

項目	最		高		限		度		
	水	被	も	異	表	もみ及び表を	異		
等級	(%)分	(%)粒	(%)み	種	(%)	除いたもの	(%)	(%)物	
合格	一五・〇	二五	三	一	一	一	一	一	

規格外―合格の品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

附

ニ 成分
(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

- 一 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
 - 二 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとす。
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇%
新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖縄の各県 〇・五%
 - 三 もち玄米には、その種類以外の玄米が一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
 - 四 玄米には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
 - 五 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行ったものを使用していなければならない。
 - 七 荷造り及び包装のその他については、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、素材の性質を踏まえ、項目の一部を省略できるものとする。
 - 八 水稲うるち玄米(二)の規格項目は、用途や品種の特性を踏まえ、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、規格項目の証明の一部を省略することができるものとする。
- 定義
- 一 百分率―全量に対する重量比をいう。
 - 二 容積―水稲うるち玄米(二)にあつては、ブラウエル穀粒計又は電気式穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
 - 三 粒―被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
 - 四 質―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。

等級	項目		最低限度	
	形	質	水	
等外	等外標準品	一五・〇	二五	四
二等	二等標準品	一五・〇	二〇	二
一等	一等標準品	一五・〇	一〇	一
等級	形	質	水	(%)分
			(%)計	
			(%)計	被害粒
			着色粒	(%)
			碎	(%)粒
			も	(%)み
			いたものを除	(%)
			粉状質粒	及び被害粒
			最高	限度

五 水 分—もみの定義の水分に同じ。

六 被害 粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等）をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のもを除き、飼料用玄米にあつては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。

七 死 米—充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。

八 着 色 粒—もみの定義の着色してない粒をいう。

九 未 熟 粒—死米を除いた成熟してない粒をいう。

一〇 異 種 穀 粒—その種類の玄米（もち玄米にあつては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。

一一 異 物—もみの定義の異物に同じ。

一二 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。

一三 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。

三 精 米 類

(-) 水稲うるち精米 水稲もち精米 陸稲うるち精米 陸稲もち精米

(二) 規 格

イ 量 目

ロ 紙袋詰めの場合 三〇キログラム

紙袋 荷造り及び包装

紙袋

第一種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

ハ 品 位

(イ) 七分づき精米

(四) 規格外一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの完全精米

等級	項目		最 高 限 度			
	形 質	最低限度	粉 状 質 粒 及 び 被 害 粒		異 種 穀 粒 及 び 異 物	
一 等	一等標準品	一五・〇	計 (%)	被 害 粒 (%)	碎 (%)	も み (%)
二 等	二等標準品	一五・〇	二〇	二	一〇	〇・〇
等 外	等外標準品	一五・〇	二五	四	一五	〇・二
				着 色 粒 (%)		も みを 除 いた もの (%)
						〇・一
						〇・二

規格外一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない。

三 精米には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。四 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 形質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。
- 三 水分—ぬか層の水分に同じ。
- 四 粉状質—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。
- 五 被害—粒汚染し、又は損傷を受けた粒(碎粒を除く。)をいう。
- 六 着色—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 七 碎—粒の大きさが完全粒の三分の二から四分の一(針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る程度)の大きさをいう。
- 八 異種穀粒—その種類の精米(もち精米にあつては、精米)を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異種穀物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
- 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。

四 小麦類

(一) 普通小麦

(二) 産地品種銘柄

イ 普通小麦

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、北見九五号、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのりのちから及びゆめちから	
青森県	キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから	
岩手県	キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブキラリ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、やわら姫、ゆきちから及びゆきはるか	
宮城県	あおばの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから	
秋田県	銀河のちから及びネバリゴシ	
山形県	ナンブコムギ及びゆきちから	
福島県	アブクマワセ、きぬあずま、さとのそら、夏黄金及びゆきちから	
茨城県	きぬの波、さとのそら、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	
栃木県	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ、農林六一号及びゆめかおり	
群馬県	きぬの波、さとのそら、ダブル八号、つるぴかり、農林六一号及びゆめかおり	
埼玉県	あやひかり、さとのそら、農林六一号、ハナマンテン及びはるみずき	
千葉県	さとのそら、農林六一号及びユメシホウ	
神奈川県	あやひかり、さとのそら、ニシノカオリ、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	
新潟県	夏黄金、ゆきちから及びゆきはるか	
富山県	さとのそら及びゆきちから	

石川県	シロガネコムギ、夏黄金、ナンブコムギ及びゆきちから
福井県	福井県大三号及びゆめちから
山梨県	きぬの波、農林六一号及びゆめかおり
長野県	しゅんよう、シラネコムギ、しろゆたか、ハナチカラ、ハナマンテン、ユメアサヒ、ゆめかおり、ゆめきらり、ユメセイキ及びゆめちから
岐阜県	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ及び農林六一号
静岡県	イワイノダイチ、きぬあかり及び農林六一号
愛知県	イワイノダイチ、きぬあかり及びゆめあかり
三重県	あやひかり、さちかおり、さとのそら、タマイズミ、ニシノカオリ、もち姫及びユメシホウ
滋賀県	さちかおり、シロガネコムギ、ニシノカオリ、農林六一号、はる風ふわり、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから
京都府	せときらら及び農林六一号
兵庫県	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、セトデュールR五、たつきらり、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから
奈良県	はるみずき及びふくはるか
鳥取県	銀河のちから、さちかおり、チクゴイズミ、はる風ふわり及びミナミノカオリ
島根県	農林六一号、はるみずき、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから
岡山県	シラサギコムギ、せときらら及びふくほのか
広島県	キヌヒメ、ふくさやか及びミナミノカオリ
山口県	せときらら、にしのやわら及びふくさやか
徳島県	チクゴイズミ
香川県	さぬきの夢二〇〇九、さぬきの夢二〇二三及びはるみずき
愛媛県	さとのそら、シロガネコムギ、せときらら、チクゴイズミ及びミナミノカオリ

二成分
 (イ)たんばく質(%)
 (ロ)でん粉

種 類	項目		最 低 限 度		最 高 限 度	
	強 力 小 麦	普 通 小 麦	容 積 重 量 (グ ラ ム)	整 粒 率 (%)	硝 子 率 (%)	発 芽 率 (%)
合格	合格	七四〇	九〇	七〇	八〇	標準品
等級	等級	七四〇	九〇	—	八〇	標準品
		一二・五	〇・五	〇・〇	〇・〇	一二・五
		〇・五	〇・五	〇・〇	〇・〇	〇・五
		〇・二	〇・二	〇・〇	〇・〇	〇・二
		品 種 固 有 の 色	品 種 固 有 の 色	品 種 固 有 の 色	品 種 固 有 の 色	品 種 固 有 の 色

(ハ)規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 種子小麦

等 級	項目		最 低 限 度		最 高 限 度	
	一 等	二 等	容 積 重 量 (グ ラ ム)	整 粒 率 (%)	硝 子 率 (%)	形 質
七三〇	七六〇	六五	七〇	二等標準品	一等標準品	一二・五
七三〇	七六〇	六五	七〇	二等標準品	一等標準品	一二・五
		一二・五	〇・五	一〇・〇	五・〇	一二・五
		一五・〇	五・〇	一・〇	〇・五	一五・〇
		〇・一	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・一
		〇・六	〇・四	〇・一	〇・一	〇・六

(ロ)規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 強力小麦

等 級	項目		最 低 限 度		最 高 限 度	
	一 等	二 等	容 積 重 量 (グ ラ ム)	整 粒 率 (%)	硝 子 率 (%)	形 質
七三〇	七八〇	六〇	七五	二等標準品	一等標準品	一二・五
七三〇	七八〇	六〇	七五	二等標準品	一等標準品	一二・五
		一二・五	五・〇	一・〇	〇・五	一二・五
		一五・〇	五・〇	〇・〇	〇・五	一五・〇
		〇・一	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・一
		〇・六	〇・四	〇・一	〇・一	〇・六

宮城県	シュンライ、ホワイトファイバー
山形県	シュンライ
福島県	シュンライ及びべんけいむぎ
茨城県	カシマゴール及びカシマムギ
栃木県	シュンライ
群馬県	さやかぜ、シュンライ及びセツゲンモチ
埼玉県	すずかぜ
千葉県	カシマムギ及びきはだもち
神奈川県	カシマゴール
新潟県	はねうまもち及びミノリムギ
富山県	ファイバースノウ
石川県	ファイバースノウ、ホワイトファイバー及びミノリムギ
福井県	はねうまもち及びファイバースノウ
山梨県	ファイバースノウ
長野県	シュンライ、ファイバースノウ及びホワイトファイバー
岐阜県	カシマゴール、さやかぜ、ファイバースノウ及びミノリムギ
静岡県	シュンライ
愛知県	カシマゴール及びさやかぜ
三重県	ファイバースノウ
滋賀県	ファイバースノウ
兵庫県	シュンライ及びファイバースノウ

鳥取県	シユンライ
広島県	さやかぜ
大分県	ホワイトファイバー
道府県	品種
北海道	札幌二号及びりょうふう
茨城県	ミカモゴールド
栃木県	アスカゴールド、サチホゴールド、スカイゴールド、とちのいぶき、ニューサチホゴールド及びもち絹香
群馬県	サチホゴールド及びミカモゴールド
静岡県	ミカモゴールド
滋賀県	ニューサチホゴールド
京都府	ニューサチホゴールド
鳥取県	しゅんれい及びはるさやか
島根県	サチホゴールド
岡山県	サチホゴールド、スカイゴールド及びミハルゴールド
山口県	サチホゴールド
徳島県	ニシノホシ
香川県	はるか二条
高知県	ニシノチカラ及びはるか二条
福岡県	くすもち二条、はるか二条、はるさやか、はるしづく及びほうしゅん

ロ 普通大粒大麦
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

鹿兒島県	ニシノホシ及びはるか二条
宮崎県	ニシノホシ及びはるか二条
大分県	サチホゴールドデン、トヨノホシ及びニシノホシ
熊本県	くすもち二条、ニシノホシ、はるか二条及びはるしずく
長崎県	はるか二条
佐賀県	煌二条、サチホゴールドデン、しらゆり二条及びはるか二条

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通小粒大麦、普通大粒大麦及び種子大麦
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、四〇キログラム又は二〇キログラムとすることができる。
- (ロ) 紙袋詰めの場合
紙袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム
紙袋詰めの場合 二五キログラム
- (ハ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。
- (ニ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
- (ホ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
- (ヘ) 普通小粒大麦 (ロ) に掲げるものを除く。

項目	等級		最低限度	最高限度					
	容積重 (グラム)	整粒 (%)		形質	水分 (%)	計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物
一等	六〇〇	七五	一等標準品	一三・〇	五・〇	〇・五	〇・五	〇・〇	〇・四
								被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物	
								異物	
								麦角粒を除外したもの	

二 等	五 四 〇	六 〇	二 等 標 準 品	一 三 ・ 〇	一 五 ・ 〇	〇 ・ 五	一 ・ 〇	〇 ・ 〇	〇 ・ 六
--------	-------------	--------	-----------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）

項目		等級		合格		
最 高 限 度	水 (%) 分	一 四 ・ 〇	四 五	二 五	一 一	
		四 五	二 五	一 一	〇 ・ 〇	
	細 麦 (%)	被 害 粒 (%)	計 (%)	異 種 穀 粒 及 び 異 物	一 一	〇 ・ 〇
					一 一	一

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通大粒大麦（(ニ)に掲げるものを除く。）

項目		等級		項目		
最 高 限 度	容 積 重 (グラム)	二 等	一 等	整 粒 (%)	形 質	
		五 六 〇	六 二 〇			二 等 標 準 品
	水 (%) 分	計 (%)	熱 損 粒 (%)	異 種 穀 粒 (%)	異 物	被 害 粒 、 熱 損 粒 、 異 種 穀 粒 及 び 異 物
異 物	異 物	異 物	異 物	異 物	異 物	
						〇 ・ 〇

(ニ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）
普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の品位に同じ。
(ホ) ビール大麦

項目		最 低 限 度		最 高 限 度	
容 積 重	発 芽 勢	整 粒	形	質	水 分
細 麦	被 害 粒 、 異 品 種 粒 及 び 異 種 穀 粒 並 び に 異 物	異 品 種 粒	異 物	異 物	色

等級	六〇〇	六四五	六四五	九五	九五	九五	七〇	八〇	九〇	等外上標準品	二等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一〇・〇	五・〇	六・〇	三・〇	二・〇	〇・二													
等外上	六〇〇	六四五	六四五	九五	九五	九五	七〇	八〇	九〇	等外上標準品	二等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一〇・〇	五・〇	六・〇	三・〇	二・〇	〇・二													
二 等	六三〇	六四五	六四五	九五	九五	九五	七〇	八〇	九〇	二等標準品	二等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一〇・〇	五・〇	三・〇	三・〇	二・〇	〇・二													
一 等	六四五	六四五	六四五	九五	九五	九五	七〇	八〇	九〇	一等標準品	一等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	五・〇	五・〇	二・〇	二・〇	二・〇	〇・二													
等級	(グラム)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	

(ハ) 種子大麦

種 類	等級	項目		容積重 (グラム)	発芽率 (%)	整粒 (%)	形 質	水 分 (%)	被 害 粒 (%)	異 物		色
		最 限 度	最 高 限 度									
普通小粒大麦	合 格	五九〇	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・〇	〇・二	品種固有の色
普通大粒大麦	合 格	五九〇	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	〇・二	品種固有の色
ビール大麦	合 格	五九〇	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	〇・二	品種固有の色

附

一 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麦を除く。）で飼料用に供されぬものについて適用する。
 二 普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用又は醸造用に供されぬものについて適用する。
 三 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 四 普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 五 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格が適用されるものについては、銘柄の規定は、適用しない。
 六 この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。
 七 ビール大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。
 八 ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。
 九 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち一等及び二等のもの並びにビール大麦にあっては〇・〇%、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）のうち合格のものにあっては一〇・〇%を超えて混入してはならない。
 一〇 大麦には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 一一 ビール大麦及び種子大麦には、異臭があつてはならない。
 一二 種子大麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 一三 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

滋賀県	愛知県	埼玉県	栃木県	茨城県	北海道	道県
イチバンボシ、キラリモチ、ダイシモチ及びフクミファイバー	ビューファイバー及びワキシーフファイバー	イチバンボシ、キラリモチ及びもっちりぼし	ビューファイバー	キラリモチ	キラリモチ	品 種

一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。

二 容積—小麦の定義の容積重に同じ。

三 整積—二ミリメートル（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル）の縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。

四 形質—小麦の定義の形質に同じ。

五 水分—もみの定義の水分に同じ。

六 被害—粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦について、の芽くされ粒、剥皮粒等）をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあつては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦にあつては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦以外の変色した粒をいう。

七 赤かび—小麦の定義の赤かび粒に同じ。

八 熱損—粒—熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。

九 異品種—粒—ビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大粒の粒をいう。

一〇 異種穀—粒—大麦を除いた他の穀粒をいう。

一一 異物—物—もみの定義の異物に同じ。

一二 麥角—粒—小麦の定義の麥角粒に同じ。

一三 發芽—勢—摂氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒に対する粒数歩合をいう。

一四 細芽—表—普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては二ミリメートル、ビール大麦にあつては二・二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいを通して大麦の粒をいう。

一五 發芽率—摂氏二〇度で七日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。

一六 健全粒等—小麦の定義の健全粒等に同じ。

六 裸麥類

(-) 普通裸麥 種子裸麥

(二) 普通銘柄 種子裸麥

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

宮崎県	宮崎裸	
大分県	トヨノカゼ及びハルアカネ	
熊本県	イチバンボシ及びダイシモチ	
長崎県	長崎御島及び御島裸	
佐賀県	イチバンボシ、ダイシモチ及びユメサキボシ	
福岡県	イチバンボシ	
愛媛県	ダイシモチ、ハルヒメボシ及びマンネンボシ	
香川県	イチバンボシ、ダイシモチ及びハルアカネ	
徳島県	イチバンボシ及びダイシモチ	
山口県	トヨノカゼ	
広島県	キラリモチ	
岡山県	イチバンボシ、ダイシモチ及びキラリモチ	
島根県	イチバンボシ	
兵庫県	キラリモチ及び米澤モチ二号	

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合

三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。

(ハ) 紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。

ハ 品位

(イ) 普通裸麦

等級	項目	
	最低限度	最高限度
二等	七六〇	七六〇
一等	七六〇	七六〇
等級	(容積重) (グラム)	(整粒) (%)
	形質	水分 (%)
	標準品	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	一三・〇	(%)計
	一五・〇	(%)熱損粒
	〇・五	(%)異種穀粒
	〇・五	(%)異物
	〇・〇	(%)異物
	〇・〇	(%)異物
	〇・〇	(%)異物
	〇・六	(%)異物

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通裸麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子裸麦

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	七六〇	七六〇
等級	(容積重) (グラム)	(発芽率) (%)
	八〇	(%)整粒
	九〇	形質
	標準品	水分 (%)
	一三・〇	(%)被害粒
	〇・五	(%)異物
	〇・〇	(%)異物
	〇・〇	(%)異物
	〇・二	(%)異物
	品種固有の色	色

附

一 普通裸麦のうち一等及び二等のものにあつては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇%を超えて混入してはならない。
 二 裸麦には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
 三 種子裸麦には、異臭があつてはならない。
 四 種子裸麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用してはならない。

定義

一 百分率―もみの定義の百分率に同じ。
 二 容積重―小麦の定義の容積重に同じ。
 三 整形粒―小麦の定義の整形粒に同じ。
 四 形質―小麦の定義の形質に同じ。
 五 水分―もみの定義の水分に同じ。
 六 被害粒―損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒及び種子裸麦についての芽くされ粒等)をいう。ただし、普通裸麦にあつては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。

七 赤かび粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
 八 熱損粒—大麦の定義の熱損粒に同じ。
 九 異種穀粒—裸麦を除いた他の穀粒をいう。
 一〇 異物—もみの定義の異物に同じ。
 一一 麥角粒—小麦の定義の麥角粒に同じ。
 一二 發芽率—大麦の定義の發芽率に同じ。
 一三 健全粒等—小麦の定義の健全粒等に同じ。
 七 大豆類
 (一) 普通大豆及び特定加工用大豆
 イ 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 ロ 種子大豆
 (二) 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 普通大豆及び特定加工用大豆
 イ 大粒大豆及び中粒大豆
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	秋田（大粒大豆を除く。） カリ（大粒大豆を除く。） 、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、タマフクラ、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒ	
青森県	おおすず、オクシロメ（大粒大豆を除く。）及びシユウリュウ	
岩手県	青丸くん、シユウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ及びリュウホウ	
宮城県	あやこがね、きぬさやか、すずみのり、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ	
秋田県	あきたみどり、すずさやか及びリュウホウ	
山形県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、シユウリュウ、スズユタカ、タチユタカ及びリュウホウ	
福島県	あやこがね、おおすず、里のほほえみ、タチナガハ及びふくいぶき	
茨城県	里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ	
栃木県	里のほほえみ及びタチナガハ	
群馬県	オオツル、里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ	

埼玉県	エンレイ、行田在来、里のほほえみ、タチナガハ及び白光
千葉県	サチユタカ、里のほほえみ、タチナガハ及びフクユタカ
新潟県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、スズユタカ及びタチナガハ
富山県	エンレイ、オオツル及びシュウレイ
石川県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ及びフクユタカ
福井県	あやこがね、エンレイ、オオツル、里のほほえみ及びフクユタカ
山梨県	あやこがね及びナカセンナリ
長野県	ギンレイ、すずほまれ、すずみのり、タチナガハ、つぶほまれ及びナカセンナリ
岐阜県	アキシロメ、里のほほえみ、タチナガハ、中鉄砲、つやほまれ及びフクユタカ
静岡県	フクユタカ
愛知県	フクユタカ
三重県	サチユタカA一号、タマホマレ及びフクユタカ
滋賀県	エンレイ、オオツル、ことゆたか、里のほほえみ、すみさやか、タマホマレ及びフクユタカ
京都府	エンレイ、オオツル、京白丹波、サチユタカ及びタマホマレ
兵庫県	あやこがね、オオツル、こがねさやか、サチユタカ、たつひめ、たつまる、タマホマレ及び夢さよう
奈良県	あやみどり及びサチユタカ
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ及び星のめぐみ
島根県	青丸くん、サチユタカ、シュウレイ、タマホマレ、ナカセンナリ及びフクユタカ
岡山県	サチユタカ、タマホマレ、トヨシロメ、はれごころ及びフクユタカ
広島県	アキシロメ、あきまる及びサチユタカ
山口県	サチユタカ及びフクユタカ

新潟県	栃木県	茨城県	山形県	宮城県	岩手県	北海道	道県	鹿兒島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県
コスズ及びびすずるまん	納豆小粒	納豆小粒	すずかおり	すずほのか	コスズ及びびすずほのか	スズヒメ、スズマル及びユキシズカ	品 種	フクユタカ	キヨミドリ及びフクユタカ	ちくしB五号及びフクユタカ	そらみのり及びフクユタカ	フクユタカ	佐大HO一号及びフクユタカ	キヨミドリ、ちくしB五号及びフクユタカ	サチユタカ及びフクユタカ	サチユタカ及びフクユタカ	フクユタカ	フクユタカ

ロ 小粒大豆及び極小粒大豆
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

石川県	コスズ
長野県	すずろまん
三重県	すずおとめ
熊本県	すずおとめ
大分県	すずおとめ

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通大豆及び特定加工用大豆
- (ロ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ハ) 紙袋詰めの場合
- (ニ) 種子大豆
- (ホ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ヘ) 紙袋詰めの場合
- (ロ) 荷造り及び包装
- (イ) 麻袋又は樹脂袋
- (ロ) 紙袋
- (イ) 第一種紙袋

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一號）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二號）に規定されたクラフト紙とし、ロ口は、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

(±) 八二五	縦 ルメセン トチ
(±) 四一九	横 ルメセン トチ
(±) 〇・一五〇	ひ ルメセン トチだ
三二 四三 〇〇 以下	重 さ (グラム)
示したものを第一面に表	表 示
とししたもの	仕 立 方

荷造り 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋

材料 P 三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

縦	(±) 八 三七	ルメセン トチ	縦
横	(±) 〇 ・四 三二	ルメセン トチ	横
ひだ	(±) 〇七 ・三五	ルメセン トチ	ひだ
	三二 一〇 〇以上	(重 ラム さ)	
	製紙工場名、製袋工場名 及び風袋の重量並びに 第三種紙袋の重量を 面に表示したもの	表 示	
	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて 三層又は四層とし、排出側は端を三層又は四層重ね た状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付 けたもの	仕 立 方	

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

縦	(±) 八 三七	ルメセン トチ	縦
横	(±) 〇 ・四 三二	ルメセン トチ	横
ひだ	(±) 〇七 ・三五	ルメセン トチ	ひだ
	三二 一〇 〇以上	(重 ラム さ)	
	製紙工場名、製袋工場名 及び風袋の重量並びに 第三種紙袋の重量を 面に表示したもの	表 示	
	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて 三層又は四層とし、排出側は端を三層又は四層重ね た状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付 けたもの	仕 立 方	

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第四種紙袋 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

縦			
横			
ひだ			

(ハ) 規格外—合格の品位に適合しない大豆であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子大豆

項目	等級		最低限度	最高限度
	合格	七〇		
粒度	(%)	七〇	標準品	水 (%)
	形質	一五・〇		
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	(%)計	三五	被被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	著しい被害粒等 (%)
	異種穀粒 (%)	二		
	異物 (%)	〇		
	異種穀粒 (%)	五		

(ニ) 規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの特定加工用大豆

項目	等級			最低限度	最高限度
	三等	二等	一等		
粒度	(%)	七〇	七〇	三等標準品	水 (%)
	形質	一五・〇	一五・〇		
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	(%)計	三〇	二〇	一五	被被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
	著しい被害粒等 (%)	四	二	一	
	異種穀粒 (%)	二	一	〇	
	異物 (%)	〇	〇	〇	

(イ) 品位 普通大豆 荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(±) 七二〇	〔ルメセントチ〕	表 示	仕 立 方
(±) 〇・四三二	〔ルメセントチ〕		
(±) 〇七・三五	〔ルメセントチ〕		
二二・五〇以上	(グラム)		
第四種紙袋の重量並びに「面に表示したもの」の文字を表	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表	各層とも新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は	
ル(縫目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。)	い(縫目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。)		

項目	等級	
	最低限度	最高限度
合格	八〇	一〇〇
発芽率 (%)	形質	水分 (%)
合格標準品	一五・〇	被害粒及び未熟粒 (%)
		異物 (%)

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
 - 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならぬ。
 - 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のもの粒が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 - 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
 - 五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
- 定義
 一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
 二 粒度—次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、福井県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあつては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあつては直径九・一ミリメートル）
中粒大豆	直径七・三ミリメートル
小粒大豆	直径五・五ミリメートル
極小粒大豆	直径四・九ミリメートル

- 三 形質—充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- 四 水—分—もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを、特定加工用大豆にあつては製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。

項目	等級		
	一等	二等	三等
最低限度	九〇	八五	六五
	一等標準品	二等標準品	三等標準品
最高限度	一五・〇	一五・〇	一五・〇
	水分	計	異種穀粒
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	一〇	一五	三五
	異種穀粒	異種穀粒	異種穀粒
異物	〇	〇	〇
	異物	異物	異物

荷造り
 注 入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 (イ) 品位
 一般小豆

(±) 七七・二五	縦 〔センチメートル〕	(±) 〇・四三二	横 〔センチメートル〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔センチメートル〕	重さ (グラム)	表示	仕立方
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第五種紙袋」の文字を表面に表示したもの	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第五種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙を用いて三層とし、排出側は端を三層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの

第五種紙袋
 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P三四〇一(クラフト紙四種)、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とする。

(±) 七七・二五	縦 〔センチメートル〕	(±) 〇・四三二	横 〔センチメートル〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔センチメートル〕	重さ (グラム)	表示	仕立方
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙を用いて四層とし、底部はクラフト紙を当てる。八ミリメートルとしたもの						

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子小豆

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	九〇	九〇
	九〇	九〇
	合格標準品	形質
	一五・〇	水(%)分
	一〇	被害粒及び未熟粒(%)
	〇	異物(%)

附

一 一般小豆の規格は、機械より及びみがきを行つてゐる一般小豆に適用する。
 二 北海道において生産された一般小豆に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとする。
 三 一般小豆の大納言小豆、普通小豆又はその他の小豆にあつては、その種類以外の種類の小豆が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 四 種子小豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行つた麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
 - 二 整形粒もみの定義の整形粒に同じ。
 - 三 水質もみの定義の水分に同じ。
 - 四 被水粒もみの定義の水分に同じ。
 - 五 被害粒もみの定義の水分に同じ。
 - 六 未熟粒もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 七 異品種粒もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 八 異種穀粒もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 九 異物もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 一〇 発芽率もみの定義の未熟粒に同じ。
- (イ) 普通いんげん類
- イ 普通いんげん 大手亡 大正金時 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時 とら豆 白花豆 大福 その他のいんげん
 - ロ 種子いんげん 大手亡 大正金時 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時 とら豆 白花豆 大福 その他のいんげん
- (ニ) 銘柄
- 普通いんげん (その他の金時及びその他のいんげんを除く。)
 - 産地銘柄 北海道

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通いんげん
- (イ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ロ) 紙袋詰めの場合
- (ロ) 種子いんげん
- (ロ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ロ) 紙袋詰めの場合
- (ロ) 荷造り及び包装
- (ロ) 麻袋又は樹脂袋
- (イ) 大豆の荷造り及び包装の場合の紙袋に同じ。
- (イ) 品位
- (イ) 普通いんげん

等級	項目		水分 (%)	最高限度		
	最低限度	品質		被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	異種穀粒 (%)	異物 (%)
一等	九〇	一等標準品	一六・〇	一〇	〇	〇
二等	八〇	二等標準品	一六・〇	二〇	〇	〇
三等	六五	三等標準品	一六・〇	三五	一	〇

(ロ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないいんげんであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
種子いんげん

等級	項目		水分 (%)	最高限度	
	最低限度	品質		被害粒及び未熟粒 (%)	異物 (%)
合格	八五	合格標準品	一六・〇	一五	〇

附

一 普通いんげんの規格は、機械より、手より等の調製を行っているいんげんに適用する。
二 北海道において生産された普通いんげんの白花豆及び大福に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。

項目	最低限度		厚	さ	最高限度	
定義	一	百分率				
二	整形	粒				
三	水形	質				
四	被害	粒				
五	未熟	粒				
六	異品	粒				
七	異種	粒				
八	異物	物				
九	○	発芽				
十	○	かんしよ				
(一)	かんしよ	種類				
(二)	かんしよ	規格				
イ	かんしよ	量目				
(イ)	かんしよ	麻袋又は樹脂袋詰めの場合		四〇キログラム又は三〇キログラム		
(ロ)	かんしよ	紙袋又は樹脂袋詰めの場合		三〇キログラム又は二五キログラム		
(ハ)	かんしよ	紙袋又は樹脂袋詰めの場合		五〇キログラム		
(ニ)	かんしよ	紙袋又は樹脂袋詰めの場合		二〇キログラム		
(イ)	かんしよ	荷造り及び包装				
(ロ)	かんしよ	麻袋、樹脂袋又は紙袋				
(ハ)	かんしよ	麻袋、樹脂袋又は紙袋				
(イ)	かんしよ	品位				

三 普通いんげんの中長うずら、大手亡、とら豆、白花豆及び大福にあつては、その種類以外の種類のいんげんが混入してはならない。

四 普通いんげんの種類のうち、「大正金時、北海金時、丹頂金時」及び「大正白金時、白金時、福白金時」をそれぞれ区分し、その区分した種類以外のいんげんが混入してはならず、かつ、それぞれ区分した種類間において一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。

五 普通いんげんのその他の金時及びその他のいんげんにあつては、これらの種類以外の種類のいんげんが一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。

六 種子いんげんには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

七 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

一 百分率もみの定義の百分率に同じ。

二 整形 粒もみの定義の整形に同じ。

三 水形 質大豆の定義の形質に同じ。

四 被害 粒もみの定義の水分に同じ。

五 未熟 粒もみの定義の未熟粒に同じ。

六 異品 粒もみの定義の未熟粒に同じ。

七 異種 粒もみの定義の未熟粒に同じ。

八 異物 大豆の定義の異物を除く。

九 〇 発芽率 大豆の定義の発芽率に同じ。

十 かんしよ 生切干 小豆の定義の発芽率に同じ。

(一) かんしよ 種類 かんしよ粗碎切干

(二) かんしよ 規格 かんしよ粗碎切干

イ 量目 かんしよ粗碎切干

(イ) かんしよ 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四〇キログラム又は三〇キログラム

(ロ) かんしよ 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム

(ハ) かんしよ 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム

(ニ) かんしよ 荷造り及び包装 二〇キログラム

(イ) かんしよ 麻袋、樹脂袋又は紙袋

(ロ) かんしよ 麻袋、樹脂袋又は紙袋

(ハ) かんしよ 品位

等級	品	質	(ミリメートル)	水	(%)	分	く	(%)	ず	変質もの	(%)	異	(%)	物
二等	二等標準品		五(±)二	一三			一〇		五		四	一・〇		
一等	一等標準品		五(±)二	一三							一	〇・一		

(p) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよ粗砕切干

等級	項目	
	品	質
二等	二等標準品	八五
一等	一等標準品	八五
		水
		(%)
		く
		(%)
		変質もの
		(%)
		異
		(%)

規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

一 かんしよ粗砕切干の規格は、かんしよ平切干を粗砕したものに限り適用する。
二 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 質—充実度、質の硬軟、形状の整否（かんしよ平切干の場合に限る。）
- 三 さ—はさみ尺にて測定したものをいう。
- 四 度—一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの全量に対する重量比をいう。
- 五 分—もみの定義の水分に同じ。
- 六 ず—皮部の残存の多いものをいう。
- 七 変質もの—変色したもの、虫害のあるもの、異臭のあるもの等をいう。
- 八 異物—かんしよ生切干を除いた他のものをいう。

- 十一 種類—
 - (一) 普通そば だつたんそば 種子そば
 - (二) 銘柄 産地品種銘柄
- 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県

品

種

等級	項目	
	容積重 (グラム)	最低限度
	水分 (%)	最高限度
	被害粒 (%)	
	異種穀粒 (%)	
	異物 (%)	

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの普通そば(四倍体)

等級	項目	
	容積重 (グラム)	最低限度
二等	五八〇	最低限度
一等	六四〇	最高限度
	水分 (%)	最高限度
	被害粒 (%)	
	異種穀粒 (%)	
	異物 (%)	

(三) 規格
イ 量目
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四・五キログラム又は二・二・五キログラム
紙袋詰めの場合 二・二・五キログラム
ロ 荷造り及び包装
麻袋、樹脂袋又は紙袋
ハ 品位
(イ) 普通そば(ロ)に掲げるものを除く。

宮崎県	宮崎早生かおり	青森県	階上早生
長野県	長野S八号及び長野S一一号	山形県	でわかおり、最上早生及び山形BW五号
茨城県	常陸秋そば	福島県	会津のかおり

一等	六〇〇	一六・〇	五	一	〇
二等	五五〇	一六・〇	一五	二	一

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそば（四倍体）であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 だったんそば

項目	等級		最低限度	最高限度	
	一等	二等		一等	二等
粒 度	(%)	(%)	八〇	八〇	八〇
水 分	(%)	(%)	一六・〇	一六・〇	一六・〇
被 害 粒	(%)	(%)	一五	五	一五
異種穀粒	(%)	(%)	二	一	二
異 物	(%)	(%)	一	〇	一

(ニ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 種子そば（ホ）に掲げるものを除く。）

項目	等級		最低限度	最高限度		
	容積重 (グラム)	発芽率 (%)		形 質	水 分 (%)	被害粒及び未熟粒 (%)
合格	六一〇	九〇	合格標準品	一六・〇	四	一

(ホ) 種子そば（四倍体）

項目	等級		最低限度	最高限度		
	容積重 (グラム)	発芽率 (%)		形 質	水 分 (%)	被害粒及び未熟粒 (%)
合格	六〇〇	九〇	合格標準品	一六・〇	四	一

附

- 一 普通そば（四倍体）及び種子そば（四倍体）の規格は、みやぎきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 二 普通そば（四倍体を除く。）にあつては、直径四・五ミリメートルの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が七〇%未満の場合、一等及び二等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に二〇グラムを加算したものとす。
- 三 普通そばには、だったんそばが〇%を超えて混入してはならない。

二 等	四・五	〇・〇七	〇・三	〇・二〇	四・五	少ないもの	異臭が少ないもの
--------	-----	------	-----	------	-----	-------	----------

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょ並でん粉

項目	等級	最高限度		最低限度		きよう雑物	臭気		
		水 (%) 分	砂 (%) 分	灰 (%) 分	たん (%) 白			酸 性 度	色 沢
二 等	一 等	一・八	〇・〇五	〇・四	〇・二〇	四・五	二等標準品	ほとんどのないもの	異臭がほとんどのないもの
一 等	二 等	一・八	〇・〇三	〇・三	〇・一五	五・〇	一等標準品	ないもの	異臭がないもの

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょさらしでん粉

項目	等級	最高限度		最低限度		きよう雑物	臭気		
		水 (%) 分	砂 (%) 分	灰 (%) 分	たん (%) 白			酸 性 度	色 沢
二 等	一 等	一・八	〇・〇三	〇・三	〇・一五	五・〇	二等標準品	ないもの	異臭がないもの
一 等	二 等	一・八	〇・〇一	〇・二	〇・一〇	五・五	一等標準品	ないもの	異臭がないもの

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附 かんしょでん粉は、アルカリ性であつてはならない。

定義

- 一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
 二 水分―もみの定義の水分に同じ。
 三 砂分―比重選別法により砂分測定瓶を用いて測定したものをいう。
 四 灰分―燃焼灰法により電気炉を用いて測定したものをいう。
 五 たん白―窒素定量法により換算値六・二五を用いたものをいう。
 六 酸性度―ガラス電極水素イオン濃度計により測定したものをいう。
 七 きよう雑物―繊維、コルク質、わらくず等をいう。
 乙 ばれいしよでん粉
 (イ) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉
 (ロ) 規 格 目

(ハ) ばれいしよ精製でん粉

項目	等級	ばれいしよ精製でん粉	
		最高	最低
水分 (%)	一等	一八	一八
	二等	一八	一八
砂 (%)	一等	〇・〇〇	〇・〇〇
	二等	〇・〇〇	〇・〇一
灰 (%)	一等	〇・二	〇・三
	二等	〇・二	〇・三
たん白 (%)	一等	〇・一〇	〇・一五
	二等	〇・一〇	〇・一五
酸性度	一等	五・五	五・〇
	二等	五・五	五・〇
色	一等	標準品	標準品
	二等	標準品	標準品
きよう雑物	一等	ないもの	ないもの
	二等	ないもの	ほとんどないもの
臭気	一等	ないもの	ないもの
	二等	ないもの	異臭がほとんどないもの

(ニ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉

項目	等級	規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの ばれいしよ二番粉でん粉	
		最高	最低
水分 (%)	一等	二〇	二〇
	二等	二〇	二〇
砂 (%)	一等	〇・四〇	〇・七〇
	二等	〇・四〇	〇・七〇
灰 (%)	一等	〇・六	一・〇
	二等	〇・六	一・〇
たん白 (%)	一等	〇・五〇	〇・七〇
	二等	〇・五〇	〇・七〇
色	一等	標準品	標準品
	二等	標準品	標準品
きよう雑物	一等	ないもの	ほとんどないもの
	二等	ないもの	ほとんどないもの
臭気	一等	ないもの	異臭がほとんどないもの
	二等	ないもの	異臭がほとんどないもの

(ホ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉精粉

項目	等級	規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの ばれいしよ二番粉でん粉精粉	
		最高	最低
水分 (%)	一等	二〇	二〇
	二等	二〇	二〇
砂 (%)	一等	〇・七〇	一・〇〇
	二等	〇・七〇	一・〇〇
灰 (%)	一等	一・〇	一・六
	二等	一・〇	一・六
たん白 (%)	一等	〇・七〇	一・〇〇
	二等	〇・七〇	一・〇〇
色	一等	標準品	標準品
	二等	標準品	標準品
きよう雑物	一等	ないもの	少ないもの
	二等	ないもの	少ないもの
臭気	一等	ないもの	異臭がほとんどないもの
	二等	ないもの	異臭がほとんどないもの

附

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

一 ばれいしよ生でん粉、ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉にあつては、アルカリ性であつてはならない。

二 ばれいしよ精製でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉の粒度にあつては、ふるい目の開き〇・一〇五ミリメートルのふるいを通過するものでなければならぬ。

定義

百分率―玄米の定義の百分率に同じ。

二	水	分	も	み	の	定	義	の	水	分	に	同	じ。
三	砂	分	一	か	ん	し	よ	で	ん	粉	の	定	義
四	灰	分	一	か	ん	し	よ	で	ん	粉	の	定	義
五	た	ん	白	一	か	ん	し	よ	で	ん	粉	の	定
六	酸	性	度	一	か	ん	し	よ	で	ん	粉	の	定
七	粒	性	度	一	か	ん	し	よ	で	ん	粉	の	定
八	き	よ	う	雑	物	一	か	ん	し	よ	で	ん	粉
補	則	農	林	水	産	大	臣	は	、	一	か	ら	十
務	所	又	は	沖	繩	總	合	事	務	局	及	び	関
附	則	生	産	さ	れ	る	地	域	等	に	限	っ	て
		令	和	六	年	以	前	に	生	産	さ	れ	た
		国	内	産	の	も	み	、	玄	米	、	小	麦
		、	大	麦	、	裸	麦	及	び	大	豆	の	銘
		柄	に	つ	い	て	は	、	こ	の	告	示	の
		施	行	後	も	、	な	お	従	前	の	例	に
		よ	る	。									